

改正案	現行
<p>別表第五号(第六十条関係)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 放送の種類による基幹放送の区分</p> <p>(1) 中波放送</p> <p>(2) 短波放送</p> <p>(3) 超短波放送</p> <p>(4) テレビジョン放送</p> <p>ア 超高精細度テレビジョン放送</p> <p>イ 超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送</p> <p>(7) 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送</p> <p>(イ) 標準テレビジョン放送</p> <p>(削除)</p> <p>(5) マルチメディア放送</p> <p>(6) 多重放送</p> <p>(7) データ放送</p> <p>六～九 (略)</p> <p>(注)</p> <p>一～十三 (略)</p>	<p>別表第五号(第六十条関係)</p> <p>一～四 (同上)</p> <p>五 (同上)</p> <p>(1) (同上)</p> <p>(2) (同上)</p> <p>(3) (同上)</p> <p>(4) (同上)</p> <p>ア (同上)</p> <p>イ 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送</p> <p>ウ 標準テレビジョン放送</p> <p>(5) (同上)</p> <p>(6) (同上)</p> <p>(7) (同上)</p> <p>六～九 (同上)</p> <p>(注)</p> <p>一～十三 (同上)</p>

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に次の表の上欄に掲げる事項を基幹放送の種類とする放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第九十三条第一項の認定を受けている衛星基幹放送事業者は、この省令の施行の日において、同表の下欄に掲げる事項を基幹放送の種類とする同項

の認定を受けた衛星基幹放送事業者とみなす。

テレビジョン放送（デジタル放送）

超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送

改正案

現行

<p>（免許の単位）</p> <p>第二条 無線局の免許の申請は、次に掲げる無線局の種類に従い、送信設備の設置場所（移動する無線局のうち、人工衛星局については人工衛星、船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）、航空機局、無線航行移動局、人工衛星局、船舶地球局及び航空機地球局以外のものについては送信装置とする。）ごとに行わなければならない。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 基幹放送局（基幹放送（法第五条第四項の基幹放送をいう。以下同じ。）を行う実用化試験局を含む。以下同じ。）の免許の申請は、第一項及び第二項の規定によるほか、次の各号に定める区分ごとに、かつ、希望する周波数の一ごと（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送、内外放送、短波放送又は総務大臣が別に告示する基幹放送局が行う放送の場合を除く。）に行わなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 基幹放送の種類による区分</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 標準テレビジョン放送</p> <p>(5) 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（超高精細度テレビジョン放送を含まないものに限る。）</p>	<p>（免許の単位）</p> <p>第二条 （同上）</p> <p>一～十 （同上）</p> <p>2～4 （同上）</p> <p>5 （同上）</p> <p>一～三 （同上）</p> <p>四 （同上）</p> <p>(1)～(3) （同上）</p> <p>(4) （同上）</p> <p>(5) 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送</p>
--	---

- (6) 高精細度テレビジョン放送
- (7) 超高精細度テレビジョン放送
- (8) (13) (略)
- 五・六 (略)
- 6 (9) (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

- (6) (同上)
- (7) (同上)
- (8) (13) (同上)
- 五・六 (同上)
- 6 (9) (同上)